

取 扱 基 準

名 称	法人後見支援事業補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業を支援する。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	実際に後見活動に従事する後見支援員 70人
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会
補助対象経費の内 容	人件費, 事業費, 研修費等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額: 3,949,000円 算定方法: 自主財源を徴しても不足する額について補助する。 <補助額が5万円未満, 又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 社会福祉協議会は財政基盤が脆弱であることから補助する。
開始時期	令和4年 4月 1日
評価の時期	令和6年 9月30日
終 期	令和7年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 広報紙, パンフレット等
担当部署	福祉部 福祉総務課 電 話 025-226-1173 e-mail somu.wl@city.niigata.lg.jp